

公益社団法人日本小児歯科学会認定医制度規則

昭和62年 6月25日 制定
平成11年 5月22日 改正
平成13年 7月 1日 施行
令和 5年 3月 5日 改正
令和 5年 5月 1日 施行

第1章 総 則

第1条 本制度は小児歯科学の専門的知識と技能、そして公共的使命と社会的責任を有する歯科医師を育成することにより、小児歯科医療の発展と向上をはかり、小児保健の充実と増進に寄与することを目的とする。

第2条 前記の目的を達成するため公益社団法人日本小児歯科学会（以下「学会」という）は、学会認定医（以下「認定医」という）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定医委員会

第3条 学会は、認定医の適否を審査するため認定医委員会を置く。

2. 認定医委員会の委員（以下「認定医委員」という）は、別に定める公益社団法人日本小児歯科学会認定医制度施行細則（以下「施行細則」という）の定めるところにより、その選出は学会理事会で行い学会理事長が委嘱する。

3. 認定医委員は専門医指導医でなければならない。

4. 認定医委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 認定医委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2. 委員長は、理事長の指名による。

3. 副委員長は、委員の互選により定める。

4. 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

第5条 認定医委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、その会議を開くことはできない。

2. 認定医委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 認定医委員会は、次の事務を行う。

(1) 第5章に定める認定医の資格審査、認定および登録

- (2) 第5章に定める認定医試験の実施
- (3) 第9章に定める認定医の更新の審査および認定
- (4) 第10章に定める認定医の資格喪失の審査および認定
- (5) 認定医制度実施に必要な各種様式の作成
- (6) 認定医申請者向け教育講座（以下「教育講座」という）および認定医研修セミナー等の企画・運営
- (7) その他認定医委員会の運営に必要な事務

第7条 認定医委員会は、施行細則の定めるところにより、常任委員会及び必要に応じて小委員会を置く。

第3章 申請者の資格

第8条 認定医の資格審査を受けようとする者は、次に挙げる要件を備えていなければならない。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること
- (2) 認定医の認定申請時において、2年以上引き続いて本学会会員である者
- (3) 第6章の規定によって指定された研修施設等で、第7章に定められた教育研修内容に従い、施行細則第5条で示される研修を修めた者。
- (4) 認定医の申請時に教育研修単位を必要単位数取得している者
ただし、附表2に示す臨床、学術、業績の各研修の最低必要単位数を満たしていなければならない。

第4章 申請の方法

第9条 前条の資格審査を受けようとする者は、次の各項の申請書類を認定医委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医申請書（第1号様式）
- (2) 履歴書（第2号様式）
- (3) 診療実績証明書（第3号様式）および診療実績・設備内容証明書（第11号様式）
- (4) 教育研修単位取得証明書・教育研修記録簿および症例報告書^注（第4号様式4-1、4-2）
- (5) 学会参加、発表等を証明する資料（参加証コピー等）
- (6) 歯科医師免許証コピー
- (7) 教育講座受講を証明する資料
- (8) 認定医申請料払込み受領証コピー

注：症例報告書の症例は、申請日から5年以内に主治医として担当した小児歯科治療3症例で、2年以上の長期継続観察症例とする。乳歯列期から混合歯列期にかけての症例を含むこと。診療内容は齲蝕、外傷、咬合誘導、過剰歯、小帯異常、齲蝕予防管理、歯周疾患、あるいは発達障害児、全身疾患を有する小児、歯科的不協力児の長期口腔管理など1小児患者1症例とし、内容が偏らないようにすること。

第5章 認定医の資格審査、認定および登録

第10条 認定医の資格を得ようとする者は学会に申請し、第2章に定める認定医委員会の資格審査並びに学会認定医試験施行細則に定める認定医試験を受けなければならない。認定医申請料、認定医審査料は別に定める。

第11条 学会は、認定医委員会の資格審査並びに認定医試験に合格した者を、理事会の議を経て認定医と認定、登録し認定証を交付する。

第12条 前条により認定医として認定された者は、施行細則に定める認定医継続料を学会へ納付しなければならない。

第6章 研修施設等

第13条 公益社団法人日本小児歯科学会専門医制度規則第6章に定める研修施設において、第7章に定める教育研修を行う。ただし、専門医研修施設でなくとも、小児歯科専門医カリキュラムに沿った診療ができる設備や機能を有する小児歯科標榜の医療施設においては、認定医申請に必要な研修を可能とする。

第7章 教育研修

第14条 教育研修は、小児歯科領域における診断と治療のための一貫した医療技能を修得させるとともに、他科診療科からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力、小児患者および保護者に対して適切に対応できる能力を養い、小児歯科医療と小児保健の発展に寄与できるよう養成賦与することを目的として構成されなければならない。

第15条 教育研修内容は、次の各号に示される大綱に準拠して編成されなければならない。

- (1) 小児歯科治療ならびにこれに関連する領域の疾患の診断と治療
- (2) 小児歯科専門医カリキュラムに沿った教育研修

第8章 生涯研修

第16条 認定医は、学会が主催する生涯研修を受講しなければならない。

第17条 生涯研修は、小児歯科領域における知識と技術の向上を維持し、また医療人とし

ての倫理を高揚させることを目的として構成されなければならない。

2. 生涯研修の細目については別に定める。

第9章 認定医の更新

第18条 5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2. 認定医の更新をしようとする者は、施行細則の定める生涯研修単位基準（附表2）に従って研修を行わなければならない。

3. 認定医の更新をしようとする者は、次の各号に定める申請書類を認定医委員会に提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 認定医更新申請書（第5号様式）
 - (2) 生涯研修実績申告書および生涯研修記録簿（第6号様式、認定医用）
 - (3) 診療実績証明書〔認定医更新用〕（第7号様式）
 - (4) 学会参加、発表を証明する資料（参加証、抄録コピー等）
 - (5) 認定医セミナーの受講を証明する資料
 - (6) 認定医更新審査料振込み受領証コピー
4. 更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。
5. 認定医更新審査料は別に定める。

第19条 更新は、認定医委員会が審査を行い、理事会の議を経て認定する。

第10章 認定医の資格喪失

第20条 認定医は次の各号のいずれかに該当するときは、認定医委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき
- (3) 学会会員の資格を失ったとき
- (4) 認定医継続料を2年以上滞納したとき
- (5) 第9章に定める認定医の更新をしなかったとき
- (6) 認定医委員会で認定医として不適当と認められたとき

第21条 第20条の規定により、認定医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び認定医を申請することができる。

第11章 補 則

第22条 学会会員は、認定医委員会の決定に関する異議を、学会理事会に申立てることができる。

第23条 諸事情により認定期間中に事前申請が行われ、認定医委員会で承認された場合に限り、認定期限翌日を開始日とし、期間1年で3回を限度として更新の延長を認

める。ただし、事前に1年以上の更新延期が見込まれるようであれば、初めから1年以上の申請を行い、猶予期間の認定医資格を停止する。

第24条 更新期限を超過した場合は、認定医委員会で正当な理由があると承認された場合に限り、その対応を同委員会で決定する。

第25条 専門医が認定医申請をする場合は、次の各項の申請書類を認定医委員会に提出しなければならない。

(1) 認定医申請書(第9号様式、専門医からの申請用)

(2) 専門医認定証コピー

(3) 診療実績証明書〔認定医更新用〕(第7号様式)

(4) 生涯研修実績申告書および生涯研修記録簿(第10号様式、専門医からの申請用)

(5) 学会参加、発表等を証明する資料(参加証、抄録コピー等)

(6) 専門医セミナーの受講(2回)を証明する資料

(7) 認定医申請料払込み受領証コピー

2. 学会専門医と認定医の資格を同時に取得することはできない。

第26条 この規則を変更する場合は理事会の議を経て、学会総会の承認を必要とする。

第27条 この規則の施行について必要な事項は、認定医委員会の議を経て学会理事会が別に定める。

附 則

第1条 この規則は、昭和62年6月25日から施行する。

第2条 この規則は、平成11年5月22日に改正し、平成13年7月1日から施行する

第3条 この規則は、令和5年3月5日に改正し、令和5年5月1日から施行する。